

近世初頭における畿内幕領の支配構造

朝尾直弘

【要約】寛永期（一六二四—一四四）の畿内幕領における農民支配は、二つの面からおこなわれた。その一は、夫役の徴収であつて、家と労働力を有する農民の殆ど全部が、幕府のもとに役家として編成された。その二は、貢租収取の確保のために、血縁分家により新しく分立した小農民のうちから年寄を多数任命し、貢納にかなする権限を彼らに与えたことである。これらはいずれも、当時在地において小領主的所有を発展させつつあつた庄屋層の社会経済的勢力を殺ぐことを目的としていた。幕府は、これら小領主的所有の基盤となつていた用水・林野の支配権に干渉し、これを自己の手に掌握するとともに、灌漑工事を推進することによつて、自己の権力基盤としての幕藩封建的家族自営農成立の条件を積極的に創出したのである。

はじめに

一六世紀末から一七世紀前半に至る近世封建社会の成立を、日本史の時期区分の上でいかに評価するかという問題は、戦後における歴史学の主要な課題の一つとなつている。ことに、太閤検地の評価にかなする安良城盛昭氏の仮設の問題提起以来、問題は飛躍的に展開し、その論議の内容も多岐にわたつてきている。^①しかしながら、織豊から徳川に

至る時期を統一的封建権力確立への一貫した過程とみるならば、問題は徳川幕藩体制の下で、幕藩領主的土地所有およびそれに対応する本百姓がどのように定着したかを検討することなくしては解決せず、仮設もまた仮設たるに止まるのである。その点にかなして、従来幕初の一七世紀前半の研究が二つの側面からなされてきた。その一は、地域村落構造の面から本百姓の性格をめぐつて接近されているもので、史料は主に地方史料によつてゐる。^②その二は、幕藩

領主の全国的全藩的法令の分析を通じて、封建的土地所有者の意図からこの時期の社会構成の本質に接近しようとするものである。③だが、この両者の関連がまだまだ十分に統一されていないために、領主の法令がいかなる在地構造に対応して出されたものか、諸階層はそれによつてどのような影響をうけたかなどの、幕藩体制的社会構造の性格にかかわる主要な問題が検証されないままにのこされてきた。

本稿は、大略右のごとき研究史の理解の上に立つて、一七世紀前半における徳川幕府代官所領(畿内)の現状分析を通じて、その支配構造を明らかにしようとしている。幕府代官所領は、幕藩的土地所有者の意図がもつとも端的、かつ集中的にあらわれるものとして、幕藩体制研究の上で一つの典型たりうる資格を有すると考えられるからである。④

① 紙幅の制限により研究史を大幅に削除したので舌足らずの点は御容赦願いたい。

安良城盛昭氏「太閤検地の歴史的前提」(歴史学研究一六三・一六四所収、昭28)、同氏「太閤検地の歴史の意義」(同前一一七所収、昭29)、宮川満氏『太閤検地論』昭32所収諸論稿、社会経済史学会編『封建領主制の確立』昭32、遠藤進之助氏『近世農村社会史論』昭31、今井林太郎・八木哲浩氏『封建社会の

農村構造』昭30、等々。

② 遠藤氏前掲書、今井・八木氏前掲書、宮川氏前掲書そのほか近世初期の殆どの研究はこの接近方法をとつている。

③ 安良城氏前掲諸論稿。最近では、古島敏雄氏編『日本地主制史論』昭33のこの部分を扱つた論稿はいずれもこの方法によつている。

④ もとより代官所領といえども地域により差のあることは明らかであつて、本稿にあらわれた事実をもつて直ちに全国に及ぼそうというつもりはないが、初期幕政の主要な動向を見通す上で一助とはなりうるであらう。先学諸賢の御批判を乞う次第である。

一、支配組織

徳川幕府直轄領における支配機構の整備は、直領事務を統括する勘定頭の設置された寛永一九(一六四二)年をもつて一つの調子をなすと考えられる。①その意味は、元和元(一六一五)年の豊臣氏滅亡以来、江戸を中心とした司法行政区域と、京都・大坂を中心としたそれとに全国が二大別されていたのが、ともかくもこの年から統一されたという点にある。したがつて、直領の支配組織を問題にする場合に、一応寛永一九年という年で区分せねばならないが、実

際には幕府の方針はかなり柔軟で、寛文頃（一六六〇年代）まで前の制度がのこされた場合も多かつたようであるから、ここでは勘定頭設置の事実を念頭におきつつ、元和から寛文に至る時期を一括して考察したい。この区分はまた、近時における農村史研究の成果にもとづく時期区分ともほぼ一致する。^⑤

（一）郡代・代官

この時期の直領の地方支配を考える場合に第一にあげねばならないのは郡代である。初期の郡代についてはなお詳しいことがわかっていないので、従来もその存在を指摘されるに止まつているのであるが、畿内については、尼崎郡代建部内匠頭^⑥は別としても、当面する時期について丹波郡代五味豊直、摂津河内郡代須田父子^⑦らがあり、五味・須田両氏らは後述するごとく地方史料においてもその郡代としての存在を確認することができる。郡代の機能については別に稿を改めて詳説したいが、五畿内奉行・五畿内代官などとも呼ばれ、単に代官の大きいものというだけでない独自の性格と任務を有していたので、代官との関係も上司―下司の命令関係に立つていた。その機能はのちに勘定

奉行や代官のそれに分裂していつたのであろう。寛永期の畿内は、各郡代・京都所司代・大坂城代・大坂町奉行らの合議による畿内（或は西国）独自の司法行政が行われていた模様で、前述の寛永一九年以降も老中の指令には則しつつも、これとは別に畿内の独自性を加味した指令が、これらの人々の連署で触れられている事実を在地に下された法令の奥書などに見ることができるといえる。^⑧

代官が行政系統として郡代の支配を受ける立場にあつたことも同様の史料によるわけで、次に掲げる寛永一九年七月一九日付覚の奥書もこうした事実を明らかにしている。この覚は田方木綿作の禁止を含む一九条からなっているが、本文は略す。

(1) 右之通在々所々不残無油断可被申付候

寛永十九年

午七月十九日

五味金右衛門印

小堀遠江守 印

末吉孫左衛門殿

右之通御定之書物出テい聞写遣い、此旨可相守い、若於相背者

その者之儀ハ不及申、五人組庄屋年寄曲事ニ可申付い、以上
午七月廿八日
末吉孫左衛門殿

右之通御定之御一ツ書御写被下い、村中不残拜見仕申い、急度
相守可申い、若相背もの御座いハ、其者之儀者不及申上五人組
庄屋年寄曲事ニ可被仰付い、為其判形仕り差上申い、以上

寛永十九年

午七月晦日

村々庄屋

年寄

連印^①

惣百姓

(2) 右之通在々所々不残無油断可被申付い

午七月廿五日

如此被仰渡い間、在々庄屋年寄百姓中此趣を承堅違背仕聞敷い
若相背者於有之者曲事ニ可申付者也

平野藤次郎(印)

更池村庄屋

年寄

百姓中^②

史料(1)(2)とも本文は同じである。ただ前者は写しであり、

後者は村へ下された時の正式の文書である。(1)をみれば、

この覚が寛永一九年七月一九日に五味金右衛門・小堀遠江
守兩人の名で末吉孫左衛門に宛て出され、七月二八日に末
吉から村々へ布達、これに對して七月晦日に村々庄屋年寄
惣百姓が連判請狀を提出したことがわかる。五味・小堀兩
氏はこの時、京代官を勤め五畿内奉行(郡代)であつた。^③
末吉はいうまでもなく撰津平野郷の名家で、当時河内の代
官であつた。史料(2)の平野藤次郎もまた同様であつたから、
この覚は五畿内郡代が管下の代官に發し、代官を通じて農
民に布令したものである。

次に、郡代は常に代官を通してのみ農村を把握したので
はなく、郡代が直接自己の支配地を持つこともあつた。そ
の例証としては、大阪府全志などにより各村の沿革をみる
ならば忽ち諒解しうるが、地方史料により確かめるならば、
河内国河内郡六万寺村は寛永四(一六二七)年以来前掲撰河
郡代須田次郎太郎、同一九(一六四二)年以来五味金右衛門
の支配であつた^④、同国古市郡碓井村は元和元(一六一五)
年以来五味氏の支配地であつた。かくして、初期畿内幕領
の支配系統は、郡代―代官―村と、郡代―村の二系統から
成つていた。

(二) 郡

志紀郡半年事定次第

- 一番 四ヶ月半但閏有之年ハ五ヶ月
 二々 七ヶ月半但閏有之年ハ八ヶ月
 三々
 四々
 五々
 六々
 七々
 八々
 九々
- 田井中村
 太田村
 沼村・北条村・国府村
 弓削村
 沢田村・林村・古室村・舟橋村
 老原村
 太井村
 南木本村・北木本村
 柏原村

右割付次第之通半年替ニいたし当番之村一郡之役儀無油断可相勤、番之内捌かゝ里い事永引番替ニ罷成いとも右捌かゝ里い番々村事済可申い、致油断滞儀於有之者可為曲事者也

正保四年七月 日 末吉孫左衛門 判

この史料は、原文書が発せられた当時の写しと推定される。三番以降が記されていないのは残念であるが、意味は十分通ずる。ここでの問題は、前節でみた郡代―代官―村、或は郡代―村の支配系統において、郡代（代官）が直接各村の庄屋につながる形をとつたのかということである。右

の史料は、代官―村の間に「郡」が存在したことを示している。それがいかなる内容を有したかは直ちに判らないにしても、一郡之役儀を勤めるために河内国志紀郡の全村を一定の基準にもとずいて九番に分け、半年ごと（実際は基準の大小により四カ月半とか七カ月半ごと）に交替で「捌」を行つたのである。

河内郡六万寺村でも明暦元（一六五五）年に「郡支配銀」が高一石につき銀一分五厘―二分かけられており、村懸りなどの訴訟に「郡（並）なみ之事」といつた記述がしばしばみられることからしても、当時「郡」が一般行政単位として存在したことは推定しうる。そしてこのことは、郡が擬制化して単なる地名を示すにすぎないほどの意義しかもたなくなる中期以降とは区別される現象で、前代の郡惣的なものにむしろ類似している。前記「捌」なる用語や、元和三（一六一七）年の碓井村文書にみられる「古市郡之よこめ」なる語は、郡内での一種の自治・裁判権の名残りを示しているやに思われる。初期の村落または村落相互間の争いが、郡内ないし近郷庄屋層の調停にその解決を任されていたこと、代官がこれを公認していたことも法令にみえるところ

である。^⑭

(三) 村役人(多数年寄制)

先に法令の伝達経路でみたごとく、これは最終的には支配下各村の庄屋・年寄・百姓中に宛てられていた。初期の幕領における村落支配の実態を明らかにするためには、庄屋・年寄など初期の村役人制度、その基礎にある村内の身分制について考察しておかねばならぬ。対象地としてとくに幕領の集中していた河内国をとること前に同じである。初期の農民身分としては、管見の限り幕府の全国的範囲の法令には庄屋、小(脇)百姓があるのみであるが、郡代(代官)単位の法令になるとこれに年寄を加え、庄屋―年寄―小(脇)百姓の三身分となつてゐる。とくに賃租収取にかかわる規定に顕著にみられる。^⑮要するに、庄屋・年寄の村役人以外は全部小(脇)百姓として把握されていたのである。

次に初期の村役人制度の性格を、前述の河内郡六万寺村・古市郡碓井村のほか末吉孫左衛門代官支配志紀郡太田村、曾我丹波守知行河内郡松原村・平野藤次郎代官支配丹北郡更池村の五村についてみるならば、何よりもまず気付くこ

第一表

村名(年代)	庄屋(A)	年寄(B)	小百姓(C)	$\frac{C}{A+B}$
碓井(1644)	1	5	38	6.33
更池(〃)	1	2	8	2.67
六万寺(1649)	1	10	83	7.55
松原(1664)	1	4	32	6.40
太田(1673)	2	14	110	6.87

とは、中期以降に比してより多数の村役人によつて構成されてゐることである。いま五村の庄屋・年寄数と小(脇)百姓数およびそれらの相互の関連について統計的に整理すると第一表のごとくである。碓井・更池は寛永二十一年の人数帳により、庄屋・年寄一人当り平均支配小百姓数六・三三および二・六七、六万寺は慶安二年の五人組帳により同じく七・五五、松原は寛文四年の地頭触にたいする連判請状により六・四〇、太田は延宝元年の「子之年御納米御

藏詰丑之年高役村ニ而万入用帳(控)の奥書に惣百姓連判したものにより同じく六・八七という数字を得た。^⑯ほかにも同じ頃河内郡四条村に庄屋二人年寄、同郡池嶋村庄屋三人、同横小路村庄屋三人という記事が六万寺村文書の中にみえる。

いうまでもなくこの状態は江戸時代中後期における村役人制度の実態とは全く異つたもので

ある。すなわち、中期以降にあつては全般的に村内戸数の増加がみられるにもかかわらず、一人の庄屋と一〜三人程度の年寄という形が支配的であり（その代り百姓代があらわれるがそれを含めてもそんなに多くはならない）、たとえば六万寺村では天明四（一七八四）年の村明細帳によれば庄屋一、年寄三（百姓代四）、総戸数一六四となつており、庄屋、年寄一人当り支配百姓数は四〇、百姓代を含めても一人当り支配百姓数一九・八となり、慶安二年の二・六倍強に当る。

この事情は畿内、すくなくとも河内一般に適用しうるのでここに一々例証しないが、およそ元禄頃（一八世紀初頭）まで続いたとみてよい。ところで、この比較的多数の村役人制度の実質は年寄が多いことであるので、われわれはいまこれを多数年寄制と呼びたい。問題はこの原則が遺制かそれともこの時期に特徴的な事態かという点であるが、六万寺村についていえば、寛永一八（一六四一）年に年寄は五、慶安二（一六四九）年に一〇、明暦元年（一六五五）には一二となつていたのでこの時期に特に増大していることが指摘されるのである。そして、この場合は、それとともに全体の百姓数（小百姓数）が比例的に増大しているので一人

当平均支配小百姓数はおおむね不変である。かくして、多数年寄制は一七世紀前半の飛躍的な小百姓増加に照応しているといふ結論することができる。

次に多数年寄制の機能であるが、それを知るには代官法令の年寄の役儀を規定した部分を拾つてみればおのずと明らかになる。いま、とくに年寄の役目としてあげられているものを掲げれば次の通りである（割註は発布年月日代官名）。

一 御納所之義、年寄中改御米、御公儀御判之舛ニ而納舛取替紙い
たさせ可申事

一 御蔵詰米之時者、庄屋年寄年行事御蔵へ罷出肝煎詰仕舞可申
若隠託申義は者可為曲事寛永十一・正・吉 平野藤次郎

一 升取之儀、一村に式人ツツ相定依怙虫眞不仕様に堅申付、納所
可仕之由、寛永廿一・九月② 平野藤次郎

一年寅皆済不仕以前、出作其外脇へ相済間敷い、其上友百姓ニ無
構自分皆済可仕由、米致吟味舛目如定念入、納之時分庄屋并年
寄者年番ニ致シ二人都合三人蔵ニ封を付、尤米納之御誰納と札
を俵之内へ入可申由、私之節升目違悪米有之者、其百姓駄賃を
出し納かへ可申由、皆納之節ハ右庄屋年寄立合、俵数見届蔵ニ
封を付可申事延宝八・四・廿五③ 會我友左衛門

一 御蔵詰日限之儀、御蔵衆江尋ニ参り時も庄屋年寄一同ニ可参事

年寄は、年貢を納める時に「升取」をつとめ、蔵詰の時に庄屋とともに封印に立会うことが要求されている。しかもそれは年番で行われる。六万寺村では明暦元（一六五五）年に次のような記述がある。^②

六万寺村ニ年寄拾二人御座い、其内九兵衛兄弟四人ハ面年寄ニ而、村之作配仕い、然共御公儀様御用等、御詰米入用吟味仕い時ハ残ル年寄立合、右四人之内五郎右衛門筆取にて万事吟味之上、割符帳ニ書付申い、

これは庄屋が記したのだが、一二人の年寄のうち四名が「面年寄」で平常の「村之作配」を行つてゐるのに対し、幕府代官との関係（御公儀様御用）「御詰米入用吟味」においては残りの八人の年寄が立会い、面年寄のうちの一人が筆取で帳面に付けるといふ形をとつてゐる。同じ事をまたこのものべてゐる。^③（文中「私」とあるは庄屋）。

六万寺村ニ拾二人之年寄御座い、万事御公儀様御用等村之支配私無調法ニ御座いゆへ年寄共立合吟味仕相談之上ニ面割付申い
要するに、対幕府の関係、とくに貢租收取の面において

年寄の立合と合議が認められていたのであつて、面年寄ならぬ「残ル年寄」の登用設定^④多数年寄制は、幕府の貢租收取組織と密接な関連を有するといわねばならない。

このような幕府の政策は、貢租面における庄屋層の権限の抑制ということと結びついていた。次のような法令は、どこでもみることができよう。

一 毎年年貢之わり、庄屋我まゝに仕間敷由、初入之時より申付い、いよ／＼惣百姓にわらせ可申事寛永十四・二・廿七^⑤ 曾我丹波守

こうした趣旨が、幕府の代官に対する覚で「毎年納方割付、惣百姓に不残見セ為致加判、以来者無出入様に可申付事御当家金卷二十三 寛永廿一・正・十一」となり、さらには「御年貢納い庭帳に其時之百姓に判形いたさせ、名主方より小百姓前に手形を出し、以来者無出入様可仕、庭帳之とち目に着手代押切印形いたし重而穿鑿可仕事 同上」といつた詳細な手続きの規定を設けさせることになる。かくして、この趣旨を制度の上で生かしたのが多数年寄制で、それは庄屋層の貢租收取面における権限を制肘し、むしろ積極的に貢租收取については年寄層にかなりの権限を与えるほどの意味をもつていたということができよう。

(四) 役屋

初期の幕藩的取捨体系に占める夫役の意義については中村吉治氏の研究^⑤以来強調されているが、近年は太閤検地をめぐる論争を通じて、役屋の問題として提起されていること周知の通りである。そこにおける対立点は、基本的に役屋の原型を南北朝以来の当名主体制に求め村落共同体内部の關係としての側面を重視するものと、逆に役屋を幕藩体制初期に特徴的な領主—役屋間の支配被支配の關係として捉えるものとの対立である。いまこの問題に深入りする能力をもたないが、私は、前説に多々とるべき成果のあることを認めつつも、基本的立場としては後説をとることを明らかにしておきたい。

ここでは、史料分析において従来余り重視されてはいないように思える点を指摘するに止める。それは、庄屋が役儀負担者から除外されているということである。文禄五（二五九六）年三月の石田三成「近江浅井郡内はやみ村掟条々」はこの問題にかんする基礎史料の一つであるが、これには^⑥

当郷家数百（四）拾貳間内

一四拾三間 うば後家めくら寺庵其外用にたたず

一五間 奉公人物つくらず

一老間 庄屋

一九拾三間 夫役人 以上

右用に不立引、此九十三間として諸夫十五人相つとめ可申し、

此外かつていたすへからず

とあつて、庄屋は夫役人から除外されている。同じく浅井郡落村に下した掟も同様である。慶長五（一六〇〇）年一月、岸和田藩主小出吉政の和泉近木庄庄屋宛通達では、^⑦

（近水）
こぎの高之内にて入作分源大夫百石分共我等役儀者申間敷い事

とあり、二代目小出吉英、三代目松井氏も同様庄屋源太夫の夫役免許を確認している。信濃伊那郡虎岩村の寛永一四（一六三七）年「家なみの帳」によれば同村の本百姓は次のように構成されていた。^⑧

役儀免除者……村役人層 三人
本百姓 七人
役人 七人
水役 七人

また摂津武庫郡上瓦林村の万治二（一六五九）年の宗門帳では同じく

〔役儀免除者…庄屋 一人〕
 本百姓 一人
 〔役人 本役人 二人〕
 〔半役人 三人〕

となつていた。^⑧ かくのごとく、従来の諸研究の示すところでは、庄屋は役儀を免除されていることがわかる。

当面とりあげてゐる畿内幕領については、どうであろうか。

碓井村では、元和七（一六二一）年九月の「河州古市郡碓井村午未申指出帳」^⑨ 奥書に、

碓井村庄屋
 高四十九石 但役不仕ぬ 九兵衛

とあり、寛永二一（一六四四）年の人数帳では、^⑩

家数合四拾五間
 内 式拾九間 御役仕候家

とあり、この二九間は同帳に登録された農民のうち一石以上の三〇間から庄屋を引いた数に一致する。^⑪ 六万寺村では、明暦元（一六五五）年に

村々御普請ハ不及申、御^⑫役をも何れ之村も先規より庄屋分ハ不仕ぬ

とあるから、結局「何れ之村」も庄屋は役儀を除かれてい

たと考えてよいであろう。ただ丹北郡更池村だけは人数帳の記載形式を検討した結果、庄屋も役家に含まれていたと解せざるを得ない点があるが、これは例外とみなしてよいと思う。^⑬

それでは、寛永期の幕領では庄屋以外のどの範圍の農民にまで夫役がかけられたのであろうか。

一 御公儀之御役儀并村中ニ而少々之普請仕ぬ共、人足万事之儀、無相違之様致割符、出作小百姓迄念比ニ申聞、重而出入仕間敷事

一 御公儀堤御普請御扶持方、此方より渡しぬを出作小百姓迄不残無違様ニ配分可仕事^{寛永十一、正月^⑭ 平野藤次郎}

右の史料が示すごとく、端的にいって小百姓（前述身分をみよ）まで含まれた。同時に出作（他村からの）も夫役の対象となつたらしいこと右の法令にみるごとくである。つまり、人数帳には必ず他村よりの出作高が記されていることに気が付く。先の碓井村の役家が一石以上の高持数と一致することといい、出作高の記載といい、役家の「家」の意義が次第に減じ、「高」のもつ意味が増大しつつある徴証である。とはいえここでは、庄屋を除く年寄・小百姓（家と勞

働力をもち全農民といつてよい）によつて夫役が負担されたことを指摘すれば足りるのである。

- ① 北島正元氏「徳川幕府直領の政治的成立」（歴史学研究四ノ五、昭10）。
- ② 古島敏雄氏『日本農業史』昭31、二五七頁。
- ③ 台徳院殿御実紀六、慶長十二年九月廿日条。
- ④ 台徳院殿御実紀五十八、元和八年条。
- ⑤ 大猷院殿御実紀二十二、寛永十年四月十五日条。
- ⑥ 田中啓二氏所蔵文書、寛永十九年閏九月十四日付覚（写）の奥書に五味金石衛門・小堀遠江守・石河土佐守・曾我丹波守・久貝因幡守・永井日向守、永井信濃守、板倉周防守が連署している。この覚は、御当家令条卷三十二所収の曾根源左衛門以下六名が連署している同年同日の文書と同趣旨のものであるが、地域性を加味して取捨したあとがみえる。
- ⑦ 松倉重興氏所蔵文書、三国丘高校保管、目録番号は2。なお、本文書は山口之夫、福島雅蔵両氏により目録が作成されている。膨大な史料をこのような利用しやすい形に整理された両氏に深く感謝する。以下はこの目録番号によつて記す。
- ⑧ 田中啓二氏所蔵文書。
- ⑨ 武辺秘禄卷二、京大所蔵本。
- ⑩ 今西徳太郎氏所蔵文書、「村誌」ほか。同文書の整理に際しては、中村哲・酒井一・上田さち子・日野出英彦・松本久子の諸氏の協力を得た。記して感謝の意を表す。
- ⑪ 松倉家文書目録ね1、免定による。

- ⑫ 松本清高氏所蔵文書。
- ⑬ 松倉家文書目録と128。
- ⑭ 田中氏文書、寛永十一年平野藤次郎法令、一、村中ニ公事出事い者、庄屋年寄肝煎變相済可申い、若不済い者隣郷之庄屋年寄共語ひ済可申い、他人之義者不及申親類成共致依怙愚頑公事不為済い者、其者可為曲事。
- ⑮ 平野・末吉・曾我らの法令にも身分を示すと語としては庄屋・年寄・小百姓以外に出てこない。また、太田村の「子之年御納米御蔵詰丑之年高役村ニ而万入用帳（控）（延宝元年）」は年貢諸入用の決算を示した帳簿で末尾に代官末吉氏宛全農民の連判署名による請文を記している。ここに記された肩書は領主―農民の貢租取関係において公認された名称とみてよいが、庄屋二・年寄一四のほかは全部小百姓（他村よりの出作は除く）として把握されている。しかも、同じ帳簿の延宝二年分にはそれが「脇百姓」と記され、同四年分には再び「小百姓」とあるところからみれば小百姓≡脇百姓としてよい。以上いささか分りきつたことながら念の為。
- ⑯ 柏原仁兵衛氏所蔵文書。
- ⑰ 大橋貞雄氏所蔵文書。なお、曾我丹波守は大坂町奉行（寛永一―明暦四）であつて代官ではないが、前述したごとく当時合議の一員として加わつていたので（註⑥参照）、代官に準ずるものとした。
- ⑱ 更池村が少ないのは、同村は別に「かわた」分を有しているからで、その点やや特殊であるとみねばならない。

①⑨ 今西氏文書、寛永十八年連判請状、慶安二年五人組帳、明暦元年「乍恐御返答言上」。

②⑩ 以上、田中氏文書。

②⑪ 今西氏文書、「乍恐御返答言上」。

②⑫ 同右。

②⑬ 中村吉治氏『近世初期農政史研究』昭13。

②⑭ 遠藤進之助氏「徳川期における『村共同体』の組成」（同氏『近世農村社会史論』昭31所収）。豊田武氏「太閤検地研究の現状」（『社会経済史学会』『封建領主制の確立』昭32所収）など。

②⑮ 安良城盛昭氏「太閤検地の基調と役屋設定の本質」（歴史学研究二二二・二二三号、昭33）。このほか役屋にかんするすぐれた研究に今井林太郎・八木哲浩両氏『封建社会の農村構造』昭30がある。

②⑯ 滋賀県史第五巻三六一頁。

②⑰ 貝塚市史第三巻六三頁、七二頁、七五頁。

②⑱ 古島敏雄氏『日本農業史』昭31、一八七頁。

②⑲ 今井林太郎・八木哲浩両氏前掲書一頁。

古島氏前掲書一九三頁。

②⑳ 松倉家文書目録ね81。

㉑ 同右こ1。

㉒ 山口之夫氏はこの人数帳を分析して、役家二九は「無高家持三、後家三を家持の三五より除いた数字となる」として庄屋を役家に含めて居られる（同氏『近世初期における地主の動向（一）』近世史研究一ノ三昭29所収）。しかしながら、筆者の検討したと

ころでは無高家持は宗兵衛・七右衛門の二軒、後家は喜右衛門後家、やくの二軒であつて、同氏の主張と相容れない。恐らくは誤読か何かの感違いかと思う。また、同氏は家数四四として計算して居られるが、これは恐らく円光寺を除かれたのである。だが村中惣作および出作分を除く全登録員数は四六で、「家数合四拾五間」の記載を合理的に解釈すれば「高八斗五合

宮田」を除き（家ではないから）、「高拾弍石六斗九升九合一勺

在所^二面上^一くり五間^二三間^一、内^二牛屋^一有^二灰屋^一二間^二半^一、^二寄間^一半

本願寺下

ひ）は含めて考えるべきである。かくて「宮田」が含まれて

いることでわかるように、人数帳とはいひ、ここではすでに

「高」が記載の基準となつている点に注目し、計四五の軒数から庄屋一、一石以下層一五を差引いた残る二九を「内弍拾九間

御役仕^レ家」に比定するのが正しいと思う。なお註㉒本文および

次章第二表参照。

㉓ 今西氏文書、「乍恐御返答言上」。

㉔ 更池村庄屋は高二三石余の小庄屋なので役家に含まれたものと思われ。

㉕ 田中氏文書。

二、村落の構成

本章の目的は、初期幕領村落の社会経済構造を明らかにすることによつて、前章でみた幕府の村落支配制度のもつ

第二表

	若江郡 若江村	丹北郡 更池村	古市郡 碓井村	河内郡 六万寺村	志紀郡 太田村
100石以上	1			1	1
80 "	2				
60 "	1		1	1	1
40 "	6				
20 "	39	2	4	1	6
10 "	28	1	9	15	17
5 "	24	4	6	19	48
1 "	31	4	10	37	158
1石以下	8		6	16	34
0	90		9	?	?
合計	230	11	45	?	?

これら諸階層の間に石高保有量以外に何らかの質的な差

意味について考察する素材を提供しようとする点にある。叙述の都合上、庄屋層の存在形態を中心にのべることにしよう。

(一) 第二表は、一七世紀前半の畿内幕領の農村階層構成を示すものである。五村を共通する特徴として、(一)六〇石以上（実際は七〇石以上）の層とその他の層との間の明確な差の存在、(二)総戸数の四分の一・村高の相当な部分の一〇—四〇石層への集中、(三)五石以下層の数的に広汎な存在、の三点があげられる。

第三表

	総戸数	戸主 夫婦・子	既婚子・ 父・母・孫 ・配偶者	その他 血縁者	小計	血縁家 族平均	下戸 人	下女	下子	小人の 計	一戸平均 下人数	総家族 数	一戸当平均 家族	牛	馬	一戸当平均 牛
100石以上	1	4		4	4	4	5	8	4	17	17.0	21	21	1		1
80 "	2	11	2	13	6.5	6.5	5	10		15	7.5	28	14	2		1
60 "	2	9	1	12	6	6	8	10	2	20	10.0	32	16	2	1	1
40 "	6	33	4	37	6.2	6.2	14	23		37	6.2	74	12.3	6		1
20 "	45	245	20	271	6.0	6.0	43	94	137	3.0	408	9.0	38			0.8
10 "	38	195	19	226	6.0	6.0	9	25	3	37	1.0	263	6.9	16		0.4
5 "	34	156	17	180	5.3	5.3	4	6		10	0.3	190	5.6	11		0.3
1 "	45	173	13	198	4.4	4.4	1	2		3	0.1	201	4.5	5		0.1
1石以下	14	44	7	55	3.9	3.9	1	1		2	0.1	57	4.1			
0	99	295	23	325	3.3	3.3	8	9		17	0.2	342	3.5	1		0.0
合計	286	1165	106	1321	4.6	4.6	98	188	9	295	1.0	1616	5.7	82	1	0.3

違があるかどうかを示す資料として第三表をあげる。寛永二一（一六四四）年という同一年次における同一史料「人数帳」の若江・更地・碓井三村の合計数を統計的に整理したものである。

- (1) 石高保有量と一戸当平均家族数はほぼ比例の関係にあり、家族数最高の層と同最低の層との比率は六対一に及んでいる。
- (2) この平均家族数の差は、その内部に含まれる一戸当平均下人数の差によつて生じたもので、下人数の差は最高層一七〇対最低層一となり、石高別階層差と最も正しく比例関係にある。
- (3) これに反し、一戸当平均血縁家族数は階層差が極めて小さく、ことに石高一〇石以上の層については階層差は無い。全体として単婚小家族を基本としており、復合家族があるとしてもむしろ六〇石以下の層に「残存」している。
- (4) 第一表にその大量存在を指摘した五石以下層の平均家族数は三十四人である。
- (5) 二〇石以上層の特徴は牛の独立的所有である。

これらの事実からいえることは、この時期の畿内村落における階層差を家族の面で示す最も基本的な指標は非血縁の下人数の多少に求められるのであつて、単婚家族か復合

家族かという点にはないということである。上層農民が下人家族を含んで居る状態は、単婚家族の農民が下人家族を従えていると称すべきもので、蔽密な意味での複合家族ではない。

そこで次に下人の所有・非所有を基準として考察すると、二〇石以上の層と五石以下の層とが対立的な性格を有していることが判明する。

- (1) 二〇石以上の層は平均牛一疋、下人三（比率男一・女二）以上を有し、平均血縁家族数六という点で共通して居り、内部の階層差は下人数の差として現象している。
- (2) これに対し、五石以下の層は下人および牛をもたないという点で共通し、その内部の階層差は平均血縁家族数の差として現象している。すなわち、もし五石以下層の間で経営規模の差があるとしたら、それは各経営の自然的・人為的な家族数の差によつているのである。
- (3) 五―二〇石の層は、右の二つの層の間の過渡的形態である。

かくして、一六四〇年代の畿内幕領村落では、非血縁の下人集積の有無・その多少が階層差を示すような社会構造であつた。

第四表

村名	庄屋	年次	石高
志紀郡太田村	九兵衛	寛永2(1625)	121.7314
"	仁兵衛	"	73.2135
河内郡六万寺村	善兵衛	寛永18(1641)	193.550
若江郡若江村	長右衛門	寛永21(1644)	150.780
古市郡雄井村	九兵衛	"	73.7995
丹北郡更池村	清右衛門	"	23.050

(二) では、このような社会構造のもとで最高の地位にあつたもの、第二表にみる六〇石以上の層、第三表に下人一〇人以上を有する層とはどのような性格を有するものであつたか。

彼らはまず前章の分類に従えば庄屋層であつた。この時期の畿内では、六〇石以上の石高保有者とは庄屋層ということに殆ど均しかつた。(第四表)

このような近世初頭における畿内庄屋層の石高集中の事実を以て、かつて秋山日出雄氏はこれを給人型として、他の百姓型農民と區別された^①。最近における初

期村落研究の動向は、これらを一括して小農民「経営」としてとらえる方向を示している。それは幕藩体制の「構造分析」の上に必要欠くべからざる視角であるが、畿内のこ

の地域が元和年間（一七世紀初頭）以降に徳川幕府領として幕藩体制の下に編成されたことを考慮すれば、ここではむしろ「所有」の概念を導入することが必要かつ適切である^②。そのような観点から右にみた畿内における給人型^③庄屋^④六〇石以上保有農民の性格を分析してみよう。

第一に指摘される点は、中世的共同体所有の崩壊とそれに伴う新たな私的所有の形成である。山林原野用水の問題がわが国における共同体の性格に密接な関連を有していることは周知の事実である。六万寺についてみると、用水は、北川・大垣内川（いずれも生駒山脈の谷川）の番水と、元禄五（一六九五）年当時総計二四ヶ所の溜池灌漑に依存していた^⑤。このうち村惣池は半堂池・山内にこり池の二池であつたが、その大きさは前者が東西五三間南北四八間で村内最大、後者は東西一二間、南北一五間であつたから、前者の村内灌漑に占める比重の大きさは容易に知りうる。ところでその半堂池について、

此池御除地ニ而往古より私家より代々触水いたし申ひ、夫より先之義覚申者無御座、凡式三百年之義、是迄当村之古人ニ承置いへ共、私家より外に此池蓋園仕ひ者も無御座

六万寺村惣池水、中樋より底水へ私支配作江古より入来ぬ

といつた史料がのこされている。^⑦ その意味はこの「村惣池」について、庄屋善兵衛家が「触水」すなわち用水割当の権限を有し、二―三百年来（その主張を仮に正しいものと認めると応永―永正の間となる）、この池に関して「差図」||支配権を有したということである。次に「中樋より底水へ私支配作江」云々の記事であるが、もとより底水利用権を示している。ただし、半堂池には江戸時代、底樋のほか北に二、南に二、合計五樋があつたのであるが、一七世紀初頭に存在したのはこのうち北の中樋と底樋だけで、あと北上樋、南上樋、南中樋は延宝以降（一七世紀後半）に代官により新設されたものである（その意義については後章に述べる）。右の三樋新設以前には、北中・底両樋を一日宛交替に出水していたのであるから、仮に早魃等で満水しない場合を考慮に入れると、「中樋より底水へ私支配作江古々入来リゆ」ということは、半堂池に関する殆ど所有権に近い支配権を江戸時代初頭に善兵衛家が有していたことを示している。河川灌漑は、すでにのべたように番水制をとつていたが、近世的なものとして確立するのは延宝頃（一六七〇年代）で、

その頃には村高の殆ど全部が番水に組織されていた。しかし、それ以前は高割りとはいひ条、番水に組織される高の率は低く、寛永一八（一六四二）年には村高七二九石八斗のうち五六三石七斗余（村高の七六%）が番水により灌漑されたと止まる。このうち二〇二石八斗余が善兵衛の番であつたから、番水にくみこまれない農民層を含めた全村の生産構造に占める善兵衛家の地位はまことに絶大なものがあつたといわねばならぬ。しかも、この番水もしばしば彼の手によつて私に支配されることの多かつたことは初期の訴訟文書にみられるところである。

山林についても事態は同様で、生駒山麓に展開する同村の村域内の山林の殆ど大部分が延宝年間に善兵衛家の本・分家によつて保有されていたから、前代におけるその単一的な支配||所有権の存在を予想することは、それほど無理な推定とは思えない。

以上、六万寺村を例証として、山林・水利にかなする庄屋善兵衛家の殆ど所有権と称してよいほどの独占的な支配権の存在を確認した。

（補註） ここで、庄屋層内部の家族形態と経営について考察し

ておこう。六万寺村に、正保三（一六四六）年、庄屋善兵衛が遺した「跡式書置之事」がある。その内容は、子らに対する財産分配が中心であった。原文は長いので要点を摘記して註に掲げた。^⑤

女子はいま一応おくとして、四人の男子は二人を養子に遣わし、善兵衛の身代は弥八郎（のち善兵衛・太郎八（のち善助）の二人に分けられた。一見、初代善兵衛の復合家族は解体し、血縁分家による単婚小家族が形成されたかのごとくである（二代目善兵衛——弥八郎の家族が夫婦二人で子供の無かつたことは別に確認される）。^⑥とこで、譲られた屋敷を検討してみると、元禄五（一六九五）年の同村銘細帳に次の記載がある。

一御除地庄屋屋敷三ヶ所（説明略）

内

さくらい 壹ヶ所（竪貳拾七間半北） 持主善助

さくらい 壹ヶ所（竪貳拾六間半南北） 持主七郎兵衛

まち 壹ヶ所（竪貳拾五間半北） 持主七郎兵衛

「さくらい」・「まち」は同村の集落の字名で、このほか上六万寺を合せて三集落からなり、それぞれ七〜八町離れて存在した。桜井は同じ銘細帳によれば「竪百間南北・横六拾間」、まち

は「竪五十間東西、横八十間」の広さであった。善助は遺言状に見える太郎八であり、七郎兵衛は二代目善兵衛早逝のあと大坂の養家から帰つて後を継いだ角助である。すなわち、七郎兵衛屋敷——すくなくともそのうちのの一つは——は二代目善兵衛が親善兵衛から譲られた屋敷であると考えてよい。もし、遺言状で譲られた屋敷が「まち」のそれであるなら、「桜井」の善助屋敷とは字を異にし、七〜八町も距つていたことになるから、分家以前といえどもいわゆる復合家族というようなものではない。また同じ「桜井」であつたとしても、それぞれ三〇〇坪に及ぶ大きな屋敷に居たのであるから、これも同様に復合家族の概念には入りきらない。とすれば、正保三年の分家以前にすでに二代目善兵衛は単婚小家族として分立し、おそらくその経営も独立していたのではないであろうか。この点を傍証する史料に、寛政年間（一七九〇年代）記された「河州平岡郷六万寺村百姓家持分家ヲ記録」と題する記録がある。これは三代目善助（同家は善兵衛——善助交互に襲名するので初代から数えれば六代目）が全村の本分家関係を調べて記したものであるが、これに

寛永廿老年申人数帳之写

高百三拾五石余

善兵衛

同 五拾九石余

弥八郎

と記載されている。現在六万寺村に寛永二一（一六四四）年の人数帳は残っていないがこの記事は記載の事情からみて十分の信憑性を有していると考えられる。そうすれば、すでに遺言状の二年前に「人数帳」の上では「分家」が成立していたことになる。すなわち、すでに単婚小家族経営として事実上独立していたとみてよいのであつて、しかもこれが正保三年の遺言状においてはじめて財産譲与を認められたということは、それまで初代善兵衛の所有権の下にあつたことを示している。

こうした中で営まれた二代目善兵衛の経営を示す史料がある。これによれば、万治元（一六五八）年、善兵衛は六町の田地のうち一町三反を手作、四町七反を下作に出し、この下作分から「作相」として米表をとつており、年間木綿一〇〇一―一五〇反を生産している。家族は夫婦二人であつたから、手作規模からして他に少くとも下人二―三、下女四―五を有していたであろうと思われる。このような経営が、まったく突如として生じたとは考えにくいので、或る程度その原型となるべきものは初代善兵衛の所有と支配の下で展開していたと思われる。その一証として明暦三（一六五七）年に初代善助（初代善兵衛遺跡を継ぐ）の経営の中で隠居分が一応独立していたことがあげられるが、これによれば三町五反の隠居分のうち一町五反は隠居末代

之作、二町は隠居死後善助に所有権が移ることになつている。^⑨ 同じ形の史料が和泉地方の土豪にも残つて居り、ここでは隠居分で生産された木綿を本家が売つており、これに対して諸方の支払と肥料代を差引き算用している。^⑩ つまり、肥料代が本家に対する負債として支払われているのであつて、「いかにも内はにてぬ」（註参照）の記事が示すところは、本家の隠居分に対する恩恵の施与以外に解しようがない。

番水についても同様である。次にあげたのは、善兵衛家につく高持九兵衛家の番水帳記載の変遷である。

四拾九石七斗四升

九兵衛（寛永一八年）

九兵へ

合四拾七石式斗

九郎兵衛（明暦二年）
八右衛門

九兵衛・九郎兵へ・八右衛門は兄弟である。万治二（一六五九）年には、それぞれ三〇石一九六合、一一石二三六合、一四石五九四合を保有する高持であつた。彼らが分立しうる条件は後にのべるようにこの頃に形成されたのであつたが、それでも寛永には九兵へ一人のものとして記されていた番水が、三人共有の形式で記されるようになり、さらに各人が独立して記されるに至る過程からみれば、初期において本家の支配権下におかれていた分家の地位を予測することは可能である。水利におい

ても、本家の分家に対する支配は明らかであつた。

こうした水・肥料の本家による掌握と統制、それにもとづく恩恵の施与のもとで、いくつかの同族団が、それぞれ内部に単婚小家族経営への萌芽をはらみながら村内に存在していた。

これらの同族団のうちで、もつとも早く単婚小家族経営を自立せしめうる条件を有していたのは、いうまでもなく善兵衛家流の在地小領主層である。彼らは、村内の主要な稲作生産手段たる水の殆ど全面的な支配によつて、他の同族団をも間接に支配しうる態勢にあつた。彼らは、江戸時代を去ることかなり古い時期に、すでに複合家族形態を事実上解体していたと思われる。これに対し、他の被支配同族団は規模も小さく（六万寺で最高四〇石）、その内部で単婚小家族経営が自立する条件は一七世紀前半までは存在していなかつたと思われる。

(三) さて、六〇石以上層の特徴は下作地を有する点にも求められる。^⑮五石以下層の広汎な存在は逆にそのことを予想させる。

初期の下作経営については、なおみるべき史料は少い。前掲碓井村庄屋九兵衛家について山口之夫氏が整理されたところに従えば、次のような事実が明らかとなる。^⑯

(1) 九兵衛は寛永五（一六二八）年、二五人の下作人に二〇石三

斗余を下作させていた（手作高三一石一斗余）、

(2) 下作人は一人の地主だけに隸属し、二人以上の地主の土地を下作することは少かつた。

(3) 二五人の下作人のうち、二二人までは高持でその所持石高はほぼ一石から一〇石の間に分布しており、三人が無高の農民であつた、

いま幕藩領主的土地所有を捨象するならば平均三―五石前後の石高に相当する土地保有でも、平均家族三―四人（第三表参照）の再生産は不可能ではない。すなわち、その条件の下では、下作人の保有高に相当する田地はその下作人の必要労働部分の再生産を保証していることを示している。そこで、先にのべてきたような山林・水利を通じてする小領主の支配を考慮に入れると、「下作」の内容は実は地主―小領主への下作人の余剰労働部分の提供を意味していたのではなかつたかという推測を可能ならしめる。もとより、溯源的に考えた場合であるが、このようにみると下作地―小領主直営地、下作―賦役地代の支払いという図式が生れる。ところが、商業の展開と商業資本の滲透が商品

作物の栽培の有利性を小領主に教えた結果、このような直営地での賦役労働に基く粗放経営を放棄させ、市場目当ての商品生産を目的とする下人労働に基く集約的経営を進展させる。これが直営地内部に手作地を生み出すことになり、その他の部分の地代形態も生産物地代に推転したと考えられる。

すでにのべた六万寺村二代目善兵衛の経営を示す史料に「手作もち米」とあつたこと、年間一〇〇—一五〇反の木綿を生産していたこと（全部自作綿から生産したとして綿作地三—四反）などから、手作地の経営が販売を目的とする商品生産に重心をおいていたことが推測される。集約労働を必要とする綿作の流入がこうした事態を助長したことは、まず疑いを入れない。この結果、和泉蹠尾にみられるような手作経営のために下作人の下作地を年々とりかえるといつた手作地優先の關係が生じたのである。ここにみられる關係は、本来下作地も地主の自己経営地であつたことの遺制を示しているように思われる。

(四) こうして手作地こそ当時の最も集約的・能率的な経営であつた。この時期の階層差をもつとも忠実に示す下人の

有無、多少は手作地に関連していた。これら下人の性格について若干の考察を試みよう。

碓井村庄屋九兵衛家は、寛永二一（一六四四）年の人数帳によれば四名の下人を有していた。与七郎（三三歳）・与兵衛（三九歳）・喜右衛門（三六歳）・清八（一九歳）の四名である。しかるに、このうち与兵衛・喜右衛門は別に家と家族を有していたことが明らかである。

一 高なし 在所_二面下 九兵衛かしや
人数四人家三間ニ式間 喜右衛門 女房（印）

× 喜右衛門母年六十歳、女房年卅老歳、女子よし年六歳、男子六歳年三歳

一 高老石九斗四升老合 在所_二面下 与兵衛
家三間半ニ三間 女房（印）

× 此人数式人
与兵衛の女房式拾八歳 男子五郎助年六歳
牛五人あひ

このほか、同村筆頭肝煎庄左衛門家の場合も、下女おま、その子与作は庄左衛門の家族に記載され、別に与作女房が高六斗余と一間半×一間の家に女子あまとも登録され

ているのを見る。与兵衛女房・与作女房の場合はそれぞれ九兵衛・庄左衛門よりずつと後に離れた所に記載されている。

これを要するに、下人の性格は家内奴隸というよりも、別棟の家屋に住む単婚小家族農民から放出されていることである。もし、この史料が戸籍であれば、彼ら下人は当然その女房の家に登録されている筈であつて、「人数帳」という性格が下人本人だけを主家に属せしめる形をとつたものと思われる。その結果、与兵衛女房などは不完全家族とも称すべき形態のまま役家に編成されたのである。

当面、小領主層の手作地経営にかんしていえば、その中心労働力たる下人は独立家屋、独立家族をもち、牛さえ共有ながら有しているものが多いこと、その限りでは形態として下作人と変らないことである。ただ異なる点は、無高や一石以下の高では、いかに家族少数とはいえその再生産は不可能であり、それだけ主家への隷属度も強かつたであろうと推察される。このような形態ができたのは、小領主の商品生産目当ての手作集約経営の出現によるので、労働の集約化のために労働力を殆どまる抱えにされるようになってからであろうと思われるのである。

(五) 小領主の特徴の最後に馬の所有をあげておこう。若江

や更池など大坂により近く、平野部にあつてこの頃でもすでに或る程度の舟運の展開が予想されるところにはみられないが、碓井や六万寺などの周辺部では庄屋層がいずれも馬を有していたことがわかる。^④牛耕を基本とするこの地域で、馬の負わされる任務は交通手段としての働き以外になり。和泉大鳥郡上神谷では、慶長年間（一七世紀初頭）堺との間に、米を売りその代銀で塩・炭等を買う商品流通が展開していたが、商品の運送には上層農民の所有する馬が使用された。先掲の和泉中庄の例でも本家が隠居分の綿の販売を受持つていたように、^⑤河内においても、舟運の展開する以前における小領主層の馬の占有は、流通手段の独占と等しいのであつて、分出しつゝあつた小農民層がかりに商品生産に参加したとしても、その流通は小領主によつて規制されていた。こうした流通独占を通じて、小領主は善兵衛遺言状にみられるような莫大な貨幣（金六両・銀三貫）を集積したのである。^⑥そしてこのような状態が、たとえば馬座、馬方衆を持つていたと推定される平野の末吉家などの動向と結合し小領主的所有権と相互に補強し合う作用を

果したとしても決して不思議ではない。或は、その故にこそ幕藩領主は、まずこれら大商業資本を掌握しなければならなかつたのである。

(六) さて、第三表によれば一七世紀前半に各村内で最も保有石高を集中していた階層は二〇—四〇石層であつた。したがつて当時の生産の中心的担当階層であつたと考えられるが、この層の平均的経営は血縁家族六、下人三(男一女)合計九名の家族で、牛一疋弱を使用するものであつた。いま血縁家族の半数を労働力とみても、二町を耕作しうるわけで、つまりこの層は基本的に手作部分に依存しながら、ごく一部に下作経営をもつていことになる。先に小領主層の手作経営で考察したのと同じ理由で、きわめて集約的な密度の高い経営を行つていたものである。一〇石代の層はその平均血縁家族は六名で、下人数が一名、牛は二人に一疋という状態であつたから、その特徴は下作部分をもたないことにあり、家族労働を中心とした典型的な封建的小農民であつた。

これらの層の系譜についてみると、その多くがすでにのべたいくつかの同族団内部から分立した「血縁分家」であ

第五表

寛永18 (1641)		万治2 (1659)	
善兵衛	193.550	→善助	134.308
		→善兵衛	72.994
		→五郎兵衛	5.708
九兵衛	49.740	→九兵衛	30.196
		→九郎兵衛	11.236
		→八右衛門	14.594
		→五郎右衛門	14.158
庄兵衛	40.045	→庄兵衛	8.385
		→庄三郎	16.498

ることに気づく。これらについては、様々な人の指摘があるので詳述は避け、六万寺について判明する事実をあげるに止めた(第五表)^⑤。万治二(一六五九)年村内に一〇—四〇石層は一六人居たが(第二表)そのうち確実に判明するものだけで五名の血縁分家がい

興味ある事實は、幕府が前章でみたように庄屋の支配権を貢租面で制肘するために任命した年寄が、殆ど全部この層に属することである。いま、碓井と六万寺について年寄の保有石高を調べてみると、前者が平均二二石五斗余、後者が二五石余となる(第六表)^⑥。

第六表

六万寺村 (1659年)		碓井村 (1644年)	
年 寄	石 高	年 寄	石 高
善兵衛	72.994	庄左衛門	14.8140
九兵衛	30.196	九右衛門	22.6214
九郎兵衛	11.236	次郎兵衛	27.3845
八右衛門	14.594	忠右衛門	29.1751
弥兵衛	19.940	九郎兵衛	18.8400
庄兵衛	8.385		
庄三郎	16.498		
市十郎	?		
理兵衛	17.918		
左兵衛	33.325		
平均	25.009	平均	22.5081

(七)

以上われわれはこの時期の村落内部における社会経済構造を分析することにより、次の事実を明らかにしえた。

(1) 庄屋は一般に六〇石以上の石高を集積し、山林・河川・

溜池の支配、流通手段の独占を通じて小領主的所有を展

開させており、その経営は内部ですでに血縁分家による

単婚小家族に分れ、それぞれが相対的に独立する傾向を

有していた。これらの経営は手作地の周辺に下作地を有

- し、手作地には一石以下無高の農民層から下人労働力が放出され、下作地は主として一石から一〇石に至る高持層の労働力によつて下作されていた。
- (2) 庄屋以外に村落内には数個の従属的同族団が存し、その経営規模は三〇—四〇石前後であつたが一七世紀中葉以降いづれも血縁分家を行ひ一〇石前後の単婚小家族農民を析出した。
- (3) このようない〇—二〇石前後の小農民層から幕府は年寄を任命した。
- (4) 五石以下の農民層は、小領主への労働力乃至は生産物地代の提供によつてその再生産を保証されていたと思われる。
- (5) 全体としての社会構造は、非血縁下人の所有の有無、その多少が階層差を表象する構成をとつていた。最大の下人所有者たる庄屋—小領主的土地所有者がこのピラミッドの頂上に立つていた。

① 若江・碓井・更池の三村は、寛永二一年の人数帳により、六万寺は万治二年の免割帳、太田は寛永二年の地詰帳（記載様式検地帳と同じ）によつてゐる。若江のデータは、高尾一彦氏「江

戸初期の農村構成とその発展」(研究一六号、昭33)に全部紹介されているので、利用させて頂いた。その他のデータは全部筆者が原文書によつて整理したが、碓井については、山口之夫氏「近世初期における地主の動向(一)」(近世史研究一ノ三、昭29)、更池については高尾氏「江戸前期における畿内村落の構成」(研究三号、昭28)がそれぞれ人数帳による分析をおこなっている。なお、若江村は代官豊島十左衛門支配地であつた。他の村についてはすでにのべた。

② 碓井村人数帳の記載例、

一 高式拾四石式斗九升九合 在所ニ而下
家六間ニ三間、牛屋内ニ有
稲屋二間ニ一間半

此人数八人

久 助(印)

母年五拾叁歳 久介年廿九歳 女房廿六歳 男子三十郎年三歳
女子おまん年九歳 下女なへ年廿歳 下女こや年十四歳
牛三人あひ

③ 太田村は地詰帳、六万寺村は水割帳(番水のため石高が記してある)、他は人数帳によつてゐる。

④ 秋山日出雄氏「近世初頭における畿内村落の検地について」(ヒストリア五号、昭27)。

⑤ 要するに幕藩領主的土地所有を方法的に捨象し、そのあとに残る所有の形態を分析するわけである。

⑥ 元禄五年同村銘細帳、今西氏文書。

⑦ 享保二年口上案、同前。

⑧ 同前、なお三章に原文引用した。

⑨ 1、弥八郎には田地五町五反・池・家・道具を譲り、銀子一貫目をかたみとして贈る、

2、池嶋村に嫁いだ娘おかなには小判二両をかたみとして遣し、別に銀子一〇〇枚を万一離婚の際の独立資金として与える、

3、水走村に嫁した娘おきくも小判二両をかたみに、銀子四貫三百目をおかなと同じ理由で与える、

4、四条村に嫁したおあひも同様に小判二両と銀子一〇〇枚、角助は大坂塩屋吉右衛門娘方に行つた時(三歳の時)すでに銀子一貫目と久太郎町に六間口の家を付けてやつたが、今度新しくかたみとして銀二貫目を譲る、

6、五郎は今後何方へか養子に行く時に銀子一貫目、世帯をもつ時四貫目与えられるが、田地はやらない、もし所に帰つた場合は屋敷と悪い田地二く三反をとらせよ、

7、太郎八に自分の田地(約一〇町)・池・家・道具・跡式全部を譲る、残る田地を減らしてはならぬ、皆で太郎八をもち立ててゆくようにせよ、(カッコ内は朝尾)。

⑩ 二代目善兵衛(弥八郎)の遺言状に「我々せかれ無御座ぬ間、たれの子成とも養、我等之跡立申れ様ニこけい見はからいやしない可被申れ事」とある。

⑪ 善兵衛田地六町御座ぬ内、老町三反手作ニ仕、残ル四町七反下作ニ当置申れ、此麦作相当夏後家取納……

下作米之内三拾石納、石ニ付五十匁五分ツ、に相極、池嶋村

米や五兵衛ニ売申し、此銀分ニ而ハすミ不申し由後家ニ申聞せ
 ぬへ、手作之もち米九石同米や五兵衛ニ後家売申し而、則銀
 子ハ善助かたへすくニ渡しぬへと申由にて銀四百廿三匁我等方
 へ五兵衛持参申し、右二口分合銀老貫九百三十匁請取、去ル西
 ノ大豆三分一銀ニ老貫七百匁指上ケ、残ル貳百三拾八匁当戌三
 分一銀ニ指上申し、

善兵衛相果申し時、もめん百端余御座ぬ、又当年中之もめん
 百五十端御座ぬ、凡此銀老貫目余御座ぬ、

善兵衛馬老疋持申し、

以上、二代目善兵衛死後その後家と本家善助との間で遺跡を
 めぐつて生じた訴訟の文書による。

⑫ 取替申一札之事

一田地三町五反 我等隠居分

内

老町五反ハ 我等末代之作

武町ハ 我等相果ル後善助取可申し、

右者隠居田地之儀ニ付、善助何角と申し処ニ組々庄屋衆御愛

ニて如此相済申しぬ、以来申分無御座ぬ、為其一札如件

明暦三年

善助 母 (印)

酉ノ三月廿五日

善助 まいる

⑬ 泉佐野市史二〇三―五頁。鷺見等隠氏「徳川初期畿内村落構
 造の一考察」(社会経済史学二二・五・六合併号、昭33)参照。

⑭ 妙荷様算用

申年(明暦二年)

一 貳拾石 飯米

一 壹石四斗六升 新家

一 壹石五斗六升 熊取

合貳拾三石貳升

内

拾四石 御手作

四石 御蔵米渡

引ノ五石貳升

此代銀貳百拾三匁四分 石四拾二匁五分かへ

又七拾三匁五分木わた御売被成ぬ、代借り申し、

銀二口合貳百八拾六匁九分

内

百三拾三匁七分 方々御懸銀私日記手形有之

百四拾目 二季之肥代いかにも内はにてぬ

引ノ拾三匁貳分 未進酉年算用ニ書入

右皆済

⑮ この点にかんしては鷺見氏前掲稿が豊富な史料を紹介してい
 る。たとえ、本・分家の関係でも本家は馬(交通手段)、分家
 は牛(耕作手段)をもち、本家は隠居家・角屋・灰屋・小屋・
 柴屋・下人家をもつのに対し、分家は角屋・小屋・下人家しか
 もたないなど、本分家間に協同および上下の関係の存在を示す
 事実がのべられている。

⑱ 高尾一彦氏は若江村の人数帳を分析して、労働力の面から自作経営面獄の最高を四町と計算しておられる。六〇石以上の石高保有は、この点からみても必ず下作地を含まざるをえない。山口氏「近世初期における地主の動向」(近世史研究一—三—四、昭29)。

⑲ 本章註⑩参照。

⑳ 三橋時雄氏「近世前期畿内の地主農業」(農業経済研究二八—一所収昭31)。

㉑ 第三表六〇—八〇石層の「馬一」は碓井村庄屋九兵衛。六万寺村善兵衛については本章註⑮をみよ。

㉒ 鷺見氏前掲論文。

㉓ 本章註⑭。

㉔ 本章註⑨参照。

㉕ 京大影写本、東末吉文書巻一に信長の下した馬座の朱印状があるが、宛名は「当座中」となつていて必ずしも末吉に宛てたものとはいえないが、一応推定することはできる。豊田武氏『増訂 中世日本商業史の研究』昭27、四六七頁参照。なお豊田氏が天正七年十二月十日亥以下知状としておられるのは、堺政所松井友閑下知状の誤りである。

㉖ 血縁分家にかんしては、今井林太郎・八木哲浩氏『封建社会の農村構造』昭30、山田舜氏「寄生地主制成立の前提」(福島大学経済学会編『寄生地主制の研究』昭30所収)のほか、前掲鷺見氏論文が詳しい。六万寺については、文書に明確に「兄弟」と出たもののみを記した。たとえば「年寄九兵衛八右衛門九郎

兵衛五郎右衛門兄弟四人として」云々。

㉗ 六万寺の年寄名は、慶安二(一六四九)年五人組帳により、石高は万治二(一六五九)年免割帳によつてゐる。そのため高の不明なものができた。

三、領主の政策

本章は、主として寛永期の幕府直轄領における農民支配政策の実態と展開をみ、そのことにより幕藩領主的土地所有の性格に接近しようとする意図を有している。

(一) 水利政策

寛永二一(一六四四)年の上方関東代官衆宛条目には次のような一項がある。^①

一堤井堀川除之儀、毎度正月廿一日より普請申付、日損之所も水のかゝりは様にいたし、勿論水かゝり田畑損毛之地者水はきのおとし堀入念可被申付事

この条目は、代官支配の原則を規定したものであるから、初期の代官領において水利事業が勸農の第一に位置するものとして積極的に推進されたことを物語つてゐる。そこで先にみた河内の村々では、これがどのように実行され、どのような影響を農民の各層に与えたかを検討しよう。

第七表 A

	村高	永荒・川成(A)	当干・水損(B)	(A+B)
元和 9 (1623)	石 588.490	石 260.343		260.343
寛永 2 (1625)	"	225.870		225.870
" 5 (1628)	"	215.219	6.130	221.349
" 12(1635)	"	215.617	39.404	255.021
" 13(1636)	"	193.029	10.083	203.112
承応 1 (1652)	"	174.392	17.476	191.868
" 2 (1653)	"	174.392	79.182	253.574
明暦 1 (1655)	"	177.876	55.400	233.276
" 2 (1656)	"	177.876	5.379	183.255
" 3 (1657)	"			183.255
万治 2 (1659)	"	173.851	27.084	200.935

第七表 B

	石	石	石	
万治 2 (1659)	729.800	44.111	131.041	175.152
延宝 7 (1679)	"	41.992	31.885	73.877
享保 6 (1721)	"	51.327	6.196	57.523

第七表 A は古市郡碓井村の免定により同村の元和九（一六二三）年から万治二（一六五九）年に至る三六年間の永荒ならびに当損地の石高の変動を調査したものである。両者合せたものの村高に対する比率は年々低下している。この低下は主として永荒部分の傾向的低下により生じたものである。同じことは丹北郡更池村の寛永元（一六二四）年から同一七年に至る一六（一六四〇）年間についても検証さ

れる。河内郡六万寺村については万治・延宝・享保の三期の史料があるが、（第七表 B）同様に永荒・当損合計部分は急速に低減している。ただ、この場合は当損部分が低減したというちがいがあがるが、これが個々の代官の方針によるちがいであるか、万治以降の一般的傾向かは今明かにしえない。後考にまつ次第である。しかし、当面、免定の記載形式をみるに永荒・当損を合計して村高から差引き、これに貢租率をかける原則なので、一応両者の合計部分の傾向的低減を、とくに寛永期における永荒部分の低減を結論づけてさしつかえない。

次に右でみたような荒損地の低減がどのようにしておこなわれたかを示す一例として六万寺村の溜池・樋の新設、修理について検討すると第八表のごとくなる。溜池灌漑に多く依存する同村において、七つの主要な池の工事は二種・二期に分けて領主の手により行われた。第一は、寛永年間（一六二〇―四〇年代）に行われたもので、その工事の種類は底掘り・底浚いであり、第二は正徳・享保年間に（一七一〇―二〇年代）行われ、堤付・川除すなわち築堤・補強を中心とした工事であった。第一期の代官は郡代須田

第 八 表

工事種類 池名	底掘・浚	堤付・川除	不 明	代 官
半 堂 池	寛永19(1642) 正徳3(1713)	正徳3(1713) 享保10(1725)		五味備前守 竹田喜左衛門 桜井孫兵衛
権坊大池	寛永5(1628)			須田次郎太郎
権坊上池	寛永5(1628)			〃
馬 場 池		享保10・11(1725・6)		桜井孫兵衛
新宮下大池	寛永19(1642)	享保10(1725)		五味備前守 桜井孫兵衛
権坊上小池			寛永5(1628)	須田次郎太郎
不 明	寛永5(1628) 承応1(1652) 享保7(1722)	享保7(1722)		〃 五味備前守 角倉与一

次郎太郎および五味備前守(豊直)であった。同じく溜池に敷設された樋について調べてみよう。一々の池と樋についての詳細な表は、紙幅が限られているので残念ながら省略し、それらの樋が新設または伏替された年

第 九 表

年 代	新伏	伏替	計
寛永5(1628)~明暦3(1657)	11	8	19
延宝1(1673)~宝永7(1710)	6	8	14
正徳1(1711)~享保16(1731)	2	27	29

ろう。伏替も同じ寛永期と元禄・宝永期、正徳・享保期に集中し、その間三〇—五〇年の間隔を有しているのは樋材の耐久年限に関係するであろう。池別にみると、寛永期の新伏・伏替合計一九(享保までの新伏・延伏替総数二九の六六%)は村内の大きな池の樋に集中しており、元禄以降のそれは主として小さな池ばかりであることも一つの特徴として指摘される。

かくて、右にのべたような水利工事の進展が、免定にお

代を統計すると第九表となる。樋の①
新伏は寛永—明暦(一六二〇—一五〇)年代、代官でいえば須田次郎太郎と五味備前守の時代に集中し、享保までの新伏の五八%がこの時期、しかも内訳をみると寛永五年と一九年にその大半が行われている(八樋)。須田が六万寺を支配したのが寛永四年、五味は同じく一九年からであるから、寛永期の代官(郡代)がいかに水利工事を重視していたかがわかるであ

ける荒損部分の傾向的減少となつて現われたことは明らかである。

問題は、このような水利工事の展開とその結果としての荒損地の減少が、農民層のどの部分に利益をもたらしたかという点である。この点にかんし、すでにみたような村落構造の中で、次のような法令がどういふ意味をもつかはおのずから明らかであろう。

一 田作之節、水番有之者損徳無之様ニ可仕事、^⑥

番水を支配するものに不利、支配されるものに有利といふことはいうまでもない。さらに、寛永一九（一六四二）年七月二九日付の幕府法令は次のようにのべている。^⑦

一 井水懸り端末迄も断絶なく水引ひやうニ可仕ひ、用水あまりい所へ不遺來い共、不足之所より水乞ひへ、当年へ可遣ひ、以來之例ニハ致させ申間敷竟

すなわち、明らかに前章でみたような庄屋＝小領主層の底水支配権への干渉を、この文章は含んでいる。例え「以來之例ニハ致」さないとしてもである。^⑧

しかしもつと積極的に、どの層が「寛永期の」水利工事の恩恵を受けたかを検討せねばならない。先にみたように

第十表

	戸数	総石高(A) (%)	内永荒(B)同当損(C)	(B+C) (%)	(B+C/A)・100
100石以上	1	石 134.308 (18.8)	石 9.500 石 10.000	石 19.500 (12.3)	14.5
40 "	1	72.994 (10.2)	3.214 11.570	14.784 (9.3)	20.2
20 "	1	30.196 (4.2)	1.500 8.650	10.150 (6.4)	33.6
10 "	15	231.162 (32.4)	9.998 74.180	84.178 (53.0)	36.4
5 "	19	128.690 (18.0)	3.426 15.820	19.246 (12.1)	15.0
1 "	37	106.723 (15.0)	1.844 5.729	7.573 (4.8)	7.1
1石以下	16	9.783 (1.4)	— 3.316	3.316 (2.1)	33.9
合計	90	713.856 (100.0)	29.482 129.265	158.747 (100.0)	22.2

水利工事の成果は、村内荒損部分の減少として現われたか

ら、この問題を明らかにするためには、農民各自の持高のうちに含まれる荒損部分を階層別に示せばよい。^⑨第十表は六万寺村免割帳にもとずき、万治二（一六五九）年の階層別荒損部分を統計したものである。^⑩村内総石高の三二・四%を占める一〇—二〇石層の農民に荒損地の五三%が集中している。また、持高に対する荒損部分の高の比率は三六・四%で、村

内のどの階層よりも高い。つまり、寛永期の畿内幕領における水利工事の展開は一〇—二〇石層に利益したということができる。このことは、他の文書史料からも実証しうる。^⑩

惣池樋之義、往古より式つニ而耆日宛ニ水出申ゆ、青山因幡守様御代四拾年余以前（延宝二—五年）、北之堤ニ新樋壱ツ御伏被下、其後南提ニ式つ新樋金丸又左衛門様御代（貞享三—元禄一三年）御伏被下、廿年斗ニ罷成ゆ、因茲古来より入不切ゆ小百姓田地江随分能入申ゆ、銘々相応ニ多ク入申ゆ（傍点およびカッコ内は朝尾）

惣池半堂池の新樋開設が代官の手によつておこなわれた結果、古来より入り切らなかつた小百姓の田地までよく入るようになったのである。ここでいう小百姓は、或は一〇—二〇石層より下の層かも知れないが、ともかく新樋建設が前章のはじめには過渡的形態として把握された小農経営（五—二〇石の家族自営農）に有利な条件を切り拓いたことだけは確かな事実である。

要するに、領主の水利政策は庄屋—小領主層の経済的基礎を崩し、その所有—支配権に干渉し、逆に一〇—二〇石層の農民の経済的自立の条件を積極的に創出したといえる

のである。

（二）舟運の掌握

先に、庄屋—小領主層の土地所有が馬を手段とする商品流通の独占と相互に補強し合つていたことを指摘したが、これに対する幕府の対策として舟運の積極的掌握と展開をあげることができよう。

すでに慶長八（一六〇三）年に徳川氏の統制下におかれた伏見—京橋間の過書船は別格としても、寛永一三（一六三六）年には代官末吉氏の手によつて柏原船が開設され、中世には荒れ果てた寒村にすぎなかつた柏原を問屋の立ち並ぶ在郷町に変貌させていた^⑪、国分船は寛永一六（一六三九）年に国分と大坂の間に開かれた^⑫。また、この地方の最も主要な舟運の一つであつた剣先船は、正保三（一六四六）年に営業をはじめ、二〇—三〇石積の船二—一艘によつて、それぞれ亀瀬・御尉・松原・喜志と京橋の間を運航した^⑬。これらの舟が主として貢租米の運送を目的としていたことは多くの史料によつて証明されるところであり、^⑭ここでも幕府は庄屋—小領主層の流通系路をそのままにしつつも、舟運の掌握によつて自らの貢租收取を確保するための交通

手段を開拓・掌握したのである。

- ① 武家蔵制録卷二十一。
 ② 松倉家文書、ね175。
 記載形式は左のごとくである。

納可申辰年御年貢之事（寛永五年）
 一高五百八拾八石四斗九升 碓井村

内
 式百拾五石式斗老升九合 永荒河成
 六石老斗参升 日焼付荒
 三拾六石三斗五升三合 山畑
 取七石式斗八升

残三百三拾石七斗八升八合上毛やしき共ニ

取貳百七拾九石八斗四升

二口

取合貳百八拾七石老斗貳升

（奥書略）

この形式は、とりあげた三六年間変らない。
 なお、表の□部分は虫損を示す。

- ③ 田中氏文書。更池村のばあいを表で示す。
 史料は同じく免定によつてゐる。

- ④ 六万寺の場合、史料は万治二年と享保六年は免割帳、延宝七年は免定によつてゐる。
 永荒部分が余り変らずむしろ増大してゐる

	村高	永荒
寛永1(1624)	石 146.065	石 19.170
" 6(1629)	" "	15.939
" 17(1640)	" "	11.736

のは「永荒池代共引」（延宝七年免定）とあるように、池床分が永荒に含まれてゐるからである。表は年度により変動の多い日損部分の減少によつてゐるが、傾向はうかがえると思う。また万治頃を境として日損の減少に領主の努力がそがれたのかも知れない。

- ⑤ 免定之事（延宝七年）
 一高七百貳拾九石八斗 六万寺村
 内 四拾老石九斗九升貳合 永荒池代共引
 三拾老石八斗八升五合 当荒砂入引
 残六百五拾五石九斗貳升三合 有高

此取米五百拾老石六斗老升九合 可納辻

（下略）

なお註②参照。

- ⑥ 享保一〇年「河内国河内郡六万寺村溜池・種敷帳」による。

記載例左のごとし。

字半堂池 長四拾八間 引高無前々より池床ニ而除地、
 横四拾五間半 老ヶ所

（符箋）
 一字半堂是ハ九十三年以前寛永十九年年、五味備前守様堀浚

被仰付、扶持方被下、式拾三年以前正徳二辰年竹田喜左衛門様

浚堤付川除被仰付、御扶持方被下置也、十年以前享保十巳年、

桜井孫兵衛様川除堤修置被仰付、御扶持方被下也」

この符箋は享保二〇年に調査した時に付したものである。表に「不明」と記したのは符箋が剝離して復原不能のためである。

なお、種についても記載様式は同じなので略す。

- ⑦ 註⑥をみよ。

⑧ 大橋氏文書、延宝八年四月二五日付曾我又左衛門覚。
御当家令条卷三十二、寛永一九年七月二九日付覚。

⑨ 或いは、これはこの年が干魃年であつたための特殊例とされるかも知れないが、初期の幕府農政の基本的法令は殆ど干魃などの異常天候の年を期に出されているので、そういうことはいえない。

⑩ 上層農民(庄屋層)が検地に際して自己の田地を永荒に入れて隠すことがあるので、その時には必ずしも正確に事情を反映しないが、管見の範囲内では、この地方における右の問題にかんする訴訟史料は寛永初頭を下限としている。

⑪ 記載原則は免定に同じ(註⑤参照)。これを個人割とし、さらに取米の内訳を米・大豆・三分一銀に三分して記している。

⑫ 今西氏文書、享保二年口上。

⑬ 大阪市史第一巻。

⑭ 柏原町史。

⑮ 同前。

⑯ 大阪市史第一巻。

⑰ 元禄五(一六九二)年六万寺村銘細帳には、貢租米が恩智川の舟運(劍先船)により積出されたことが記されており、明暦三(一六五七)年碓井村の史料(ら1)では、この頃喜志から貢租米が京橋へ劍先船で送られていたことがわかる。なお、古島敏雄氏『江戸時代の商品流通と交通』昭26、九三頁参照。

むすび

一七世紀前半、幕府代官が支配する以前の畿内村落には、小領主的土地所有とも呼ぶべき所有が成長していた。この所有は、ほぼのちの村単位の広さで水利・林野を支配することによつて成立し、馬という交通手段の独占によつて商品流通を掌握し、そのことがまた彼の土地所有を補強する關係に立つていた。その経営は、非血縁下人の大量集積による手作地に重心をおいていたが、これら下人を放出した不完全家族をその周辺に随えていた。同時に、この小領主は水と山の所有を通じて、自己の同族団および他の従属的同族団を支配しており、これらはこの頃いづれも単婚小家族ごとに経営を分裂させる傾向を示していたが、これらのものの一部は小領主経営の下作部分を担当させられていた。このような現状に対して、幕府はまず家と労働力を有するすべての農民を夫役負担者として編成した。不完全家族といえども、この原則の適用を免れなかつた。ただ一人、庄屋||小領主のみが例外であつた。彼らは役を免除されたのであつたが、それは少しもよくはなかつた。彼が自由に

しうる労働力は、もはや幕府の手に握られていたからである。^①

幕府は、こうして把握した夫役を駆使して支配下村落の灌漑工事を行い、積極的に庄屋—小領主の支配権に干渉し、その所有の基礎をなす水利を幕府の手に掌握し、次いでこれを小農に解放した。

ここに、石高でいえば一〇—二〇石前後、家族でいえば単婚小家族、下人をもたない幕藩封建的自営農^②が広汎に成立する条件が形成され、事実成立する（ブルジョア的分解の出發点）。幕府は、この層から村役人として多数の年寄を任命し、貢租収取の面でかなり広汎な権限をもたせ、これに対応するかのごとく摂河一帯に舟運を展開・掌握した。

これらの事実を通観するに、一七世紀前半の幕領は、庄屋—小領主層と幕府—小農（前述の意味での）の二つのウクラーードが競合し、後者が前者を圧倒してゆく過程として把握される。ここに述べることはできなかつたが、初期の（本稿の対象とした時期以前の）幕府が、御用商人的な商業

資本をあたかもその権力の基盤としているかにみえる事実も、右にのべたような小領主的所有の性格（流通との密接な結びつき）からみて、これを圧倒するに必然通過せざるをえない一段階として理解しうるのである。

① 図式的にいえば、庄屋—小領主層がこの段階で把握していたのは、役家に編成されなかつた農氏層（無高・下人）で、庄屋—非役家ウクラーードと、幕府—役屋ウクラーードの対抗としてとらえることができると思う。

② ここに「幕藩封建的」と称したのは、封建制を江戸時代だけに限ることについてはなお問題が残るからであつて、「近世的」という程度の限定を付した意味である。

（附記）

本稿に使用した地方史料は、枚岡市今西徳太郎・河内市大橋真雄・柏原市三田実・河内松原市田中啓二・布施市松本清高・京都市柏原仁兵衛の各氏所蔵文書、および大阪府立三國丘高校保管松倉重興氏所蔵文書によつてゐる。その個々については註に示した。ここに余白をかりて文書所蔵の方々に感謝の意を表したい。

Governing Structure of the Shogunal Territory in *Kinai* (畿内) at the Beginning of the *Edo* Era

By

Naohiro Asao

Government of the peasantry in *Kinai* (畿内) of the Shogunal territory in the *Kan-ei* (寛永) period (1624-44) had two aspects; one is by enforcement of the statute labor by organizing as *Yakuya* (役家) almost all the peasants who had their house and labor power, and the other by authorizing many *Toshiyoris* (年寄) elected out of small peasants creating new consanguineous family to levy rent, intending to weaken the social economical influence of *Shoya* (庄屋) or village headmen who were developing their holdings as small resident landlords.

The Shogunate government interfered in and secure their control over irrigation, forests and fields which were the foundation of their holdings, and created conditions for formation of the feudal family-yeomanry as a base of its own authority by promoting irrigation works.

The Assembly of the Second Athenian Confederacy

By

Shigeru Kinugasa

The Athenians, as head of the Second Naval Confederacy, unlike the case of the Delos League, took a democratic attitude by respecting their allies' autonomy and trying to be on an equal footing with their friends. In their practical action, however, they adopted the policy in defiance of their allies; consequently there arose two different interpretations—one is to regard each League in the same character, the other in quite a different character. This article shall find out the progressive aspect or the new importance of this League at that time by investigating the name, constitution, and function of this League's general meeting.